

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年1月23日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成24年1月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 下池地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 蓮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西の谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 岡池3号地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 葛谷東大池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 海老谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 葛谷東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長谷地区	〃
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 西地地区	〃
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 楠地区	〃